



7 賃借人が、第1項に定める納付期限までに貸付料を支払わないとき、又は第4項に定める納入期限までに電気料を支払わないときは、賃借人は、納付期限の翌日から支払った日までの期間に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して貸貸人に納付しなければならない。

(充当の順序)

第6条 賃借人が貸付料又は電気料とその延滞金を納入すべき場合において、納入した金額が貸付料又は電気料とその延滞金の合計額に満たない場合は、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第7条 契約保証金については、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条第5号により免除とする。

(引渡し)

第8条 賃貸人は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付土地を賃借人に引き渡す。

(瑕疵担保)

第9条 賃借人は、本契約締結後、貸付土地に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(現状の変更)

第10条 賃借人は、貸付土地の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって賃貸人に申し出を行い、賃貸人の承認を得なければならない。

2 賃貸人は、前項の申し出があったときは、速やかに事情を調査し、その認否を書面により賃借人に通知するものとする。

(修繕義務等)

第11条 賃貸人は、貸付土地に設置した案内板の修繕義務を負担しないものとし、案内板についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて賃借人の負担とする。

(転貸等の禁止)

第12条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで貸付土地の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付土地を転貸し、又は貸付土地の使用目的を変更してはならない。

(事業計画の策定及び協議)

第13条 賃借人は、案内板の設置、維持管理方法、実施体制、広告の掲載、スケジュール等について、あらかじめ賃貸人と協議し、当該事項を記載した事業計画書を賃貸人に提出しなければならない。

2 賃借人は、前項の事業計画を変更する場合は、事前に必ず賃貸人と協議しその承認を得るものとする。

(案内板についての留意事項)

第14条 賃借人は、案内板の設置にあたっては、第3条に規定する仕様書に従い、霊園の維持管理及び墓参、災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう配慮しなければならない。

2 賃借人は、案内板の転倒、落下及び破損等により、第三者に危険を生じさせないように配慮しな

ければならない。

- 3 賃貸人は、賃借人に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、賃借人はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、賃借人が負担する。
- 4 案内板の設置によって、賃貸人又は第三者に損害を与えた場合は、天災等賃借人の責に帰さない場合も含め、賃借人の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。  
ただし、賃貸人の責に帰すべき事由により生じたときは、この限りではない。
- 5 賃借人は、案内板が毀損、汚損もしくは紛失等した場合は、賃借人の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 6 賃貸人は、案内板の破損等を発見した場合、速やかに賃借人に通報しなければならない。

#### (広告主及び広告内容の審査)

- 第15条 賃借人は、広告主の選定及び広告内容について、「千葉市広告掲載要綱」、「千葉市広告掲載基準」及び「千葉市保健福祉局広告掲載要領」(以下、「要綱等」という。)を遵守するとともに、事前に賃貸人の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲載できない。
- 2 賃借人は、広告内容を変更する場合も前項に定める取り扱いとする。
  - 3 賃借人は、第1項、第2項に定める審査を受けるため、掲載する広告の図案等を賃貸人の指定する日までに、賃貸人に提出するものとする。
  - 4 賃貸人及び賃借人は、広告主及び広告内容について、案内板の設置場所の公共性、美観、環境に配慮しなければならない。

#### (広告内容等の修正又は削除)

- 第16条 賃貸人は、掲載している広告が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、賃借人に対して広告内容の修正又は削除を求めることができるものとする。この場合において、賃借人はこの求めに従うものとする。
- (1) 広告主又は広告内容が要綱等に違反したとき。
  - (2) 広告内容が法令に抵触する恐れがあるとき。
  - (3) その他賃貸人が掲載するものとしてふさわしくないと判断したとき。
- 2 前項の修正又は削除にかかる費用は、賃借人が負担する。

#### (広告の一時撤去又は一時削除)

- 第17条 賃貸人は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、賃借人に広告の一時撤去又は一時削除を指示することができ、賃借人はこの指示に従わなくてはならない。
- (1) 天災その他やむを得ない事情によるとき。
  - (2) 賃貸人の指定する期日までに貸付料の納付がないとき。
  - (3) 賃借人が、この契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
  - (4) 広告主又は広告内容が、要綱等に違反したとき。
  - (5) 第17条第1項の規定による広告内容等の修正を賃借人が行わないとき。
  - (6) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると賃貸人が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたとき賃貸人が認めるときは、賃借人は広告掲出を再開することができる。
- 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は賃借人が負担する。
- 4 第1項に定める指示があったにも関わらず、必要な相当期間内に賃借人が一時撤去又は一時削除を行わないときは、賃貸人は、賃借人の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去すること

ができ、これに要した費用は賃借人が負担するものとする。この場合において、賃貸人は、撤去によって生じた賃借人の損害の賠償を行わない。

#### (賃貸人の解除権)

第18条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、賃借人に対し書面により催告したうえ、契約を解除することができる。

- (1) 要綱等に違反し又は契約の内容が履行されないとき。
  - (2) 契約の内容の履行に関し、賃借人に著しく不正な行為があったとき。
  - (3) 賃借人に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - (4) 賃借人が破産手続きの申立て、更生手続き開始の申立てなど、その経営状況が著しく不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当な理由があったとき。
  - (5) 賃借人が契約の解除を申し出たときで、賃貸人が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、納付済みの貸付料があったときは、当該貸付料を違約金と見なし、賃借人に還付しない。
- 3 第1項の規定により契約を解除する場合において、未払いの貸付料及び電気料があったときは、広告の掲載月数及び日数に応じて、賃借人に請求することができる。
- 4 賃貸人は、行政目的によりやむを得ず契約の全部又は一部を解除する必要があるときは、賃借人との協議により契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 前項に定める場合において、貸付料の一部を還付するときは、日割計算（1か月を30日とする。以下同じ。）によって算出し、取り扱うものとする。
- 6 第2項の違約金は、損害賠償の予定又は一部としない。
- 7 還付する貸付料には、利息を付さない。

#### (賃借人の解除権)

第19条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により賃貸人に通告し、この契約を解除できる。

- (1) 賃貸人が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
  - (2) この契約の履行に関し、賃貸人に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- 2 賃借人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を請求することができる。

#### (広告主への補償等)

第20条 賃借人は、第18条第1項又は第4項の規定に基づいて契約が解除された場合において、広告主に対して損害の補償及び広告料の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

#### (広告内容についての責任)

第21条 賃借人は、掲載する広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告の内容に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告の内容に係る財産権の全てについて権利処理が完了していること。
- (4) 第三者が賃貸人に対して、広告活動に関連して被害を被った損害の賠償を請求したときは、賃借人の責任及び負担において解決すること。
- (5) 広告の内容に対する苦情については、賃借人が誠意をもって対応すること。

#### (損害賠償)

第22条 賃貸人及び賃借人は、契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、賃借人は、次の各号に該当するときは、賃貸人に対し損害の賠償を請求することができない。
  - (1) 第16条の規定により、広告の掲載が不決定となったとき。
  - (2) 第17条の規定により、広告の修正又は削除を行ったとき。
  - (3) 第18条の規定により、広告の一時撤去又は一時削除がなされたとき。
  - (4) 第19条の規定により、契約の解除がなされたとき。
- 3 第1項に規定する損害賠償の額は、賃貸人及び賃借人が協議して定める。
- 4 賃借人は、案内板の設置に伴い、対人及び対物に係る損害保険に加入しなければならない。
- 5 賃借人は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたる。

#### (原状回復等)

第23条 契約期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、賃借人は賃貸人の指示に従い、自己の費用をもって案内板を撤去し、貸付土地を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。

- 2 賃借人は、前項の定めにより、案内板を撤去し、原状に回復して賃貸人に返還した場合は、直ちに賃貸人の確認を受け、賃貸人の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の場合において、賃借人が案内板を撤去しないとき又は貸付土地を原状回復しないときは、賃貸人はこれを撤去し又は原状回復することができるものとする。この場合において、賃貸人は、撤去又は原状回復に係る費用を賃借人に請求できるものとする。

#### (権利義務の譲渡等の制限)

第24条 賃借人は、契約により生じる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ賃貸人の承諾を得たときは、この限りではない。

#### (秘密の保持)

第25条 賃借人は、業務を行ううえで知りえた情報を外部に漏らしたり又は他の目的に利用してはならない。この契約における契約期間が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

#### (個人情報の保護)

第26条 賃借人は、この契約により事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (管轄裁判所)

第27条 この契約に起因する紛争については、千葉地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### (その他)

第28条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、賃貸人、賃借人が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、賃貸人、賃借人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年3月1日

賃貸人 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 神谷俊一

賃借人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○

## ・別記【暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約事項】

### (総則)

第1 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

### (表明確約)

第2 賃借人は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 賃借人は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

### (暴力団等排除に係る解除)

第3 賃借人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 賃借人が前条第1項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3) 賃借人が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、賃貸人が賃借人に対して当該契約の解除を求め、賃借人がこれに従わなかったとき。

2 賃借人が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 賃借人は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を賃貸人が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、賃貸人は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

5 賃貸人は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより賃借人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4 貸借人は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

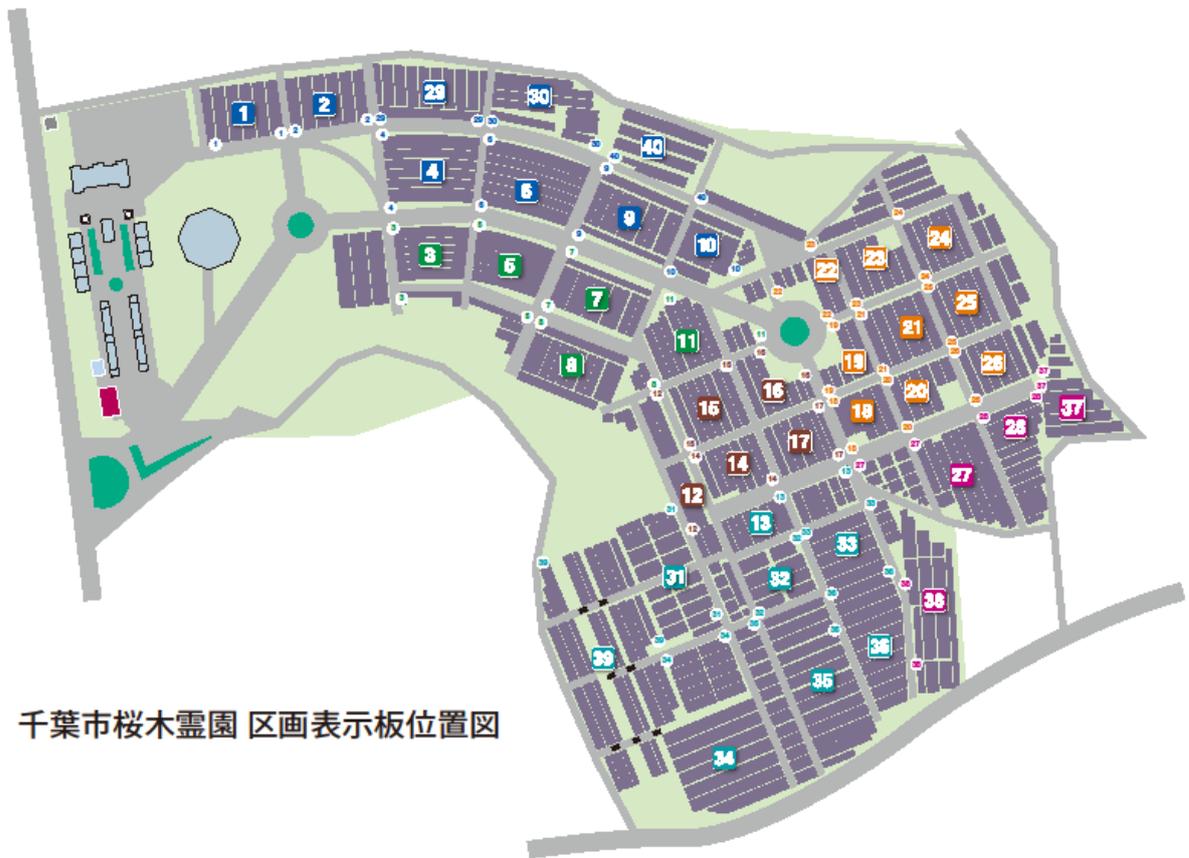
(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに貸貸人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 貸借人の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、貸借人に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに貸貸人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5 貸貸人は、貸借人が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。貸借人の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

案内板等の配置図

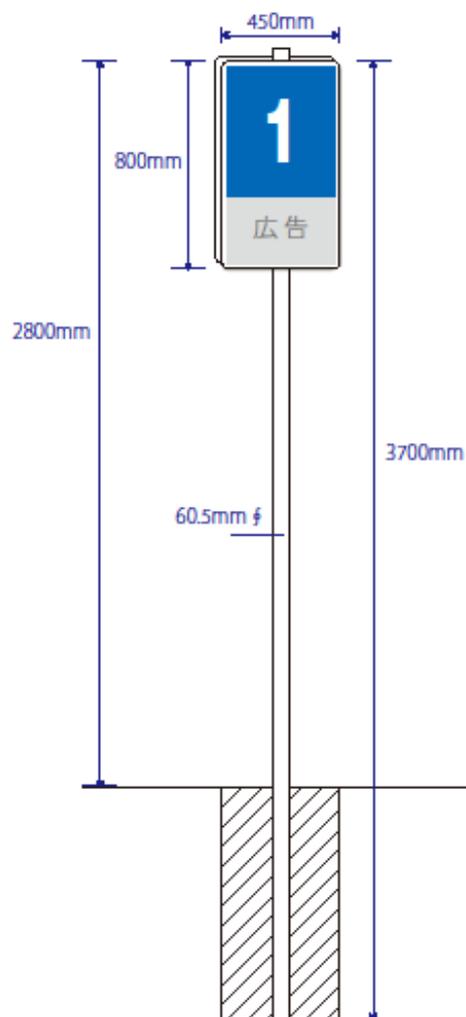


千葉市桜木霊園 区画表示板位置図

管理事務所前 総合案内板 1ヶ所  
各区画 1～40区 各区画2ヶ所：80ヶ所



## 千葉県桜木霊園 区画表示板



面 : (両面) アルミ複合板 3t  
番号 : カッティングシート貼り  
広告 : インクジェット出力貼り  
柱 : 鉄骨パイプ 60.5 mmφ 加工・塗装

1~40区各2本設置 計: 40ヶ所

計: 80ヶ所

### ■設置(貸付)床面積

12.55 m<sup>2</sup>内

### ■施工時の留意事項

- (1) 転倒等の防止措置を講ずること
- (2) 安全な形状とすること